

**訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
重要事項説明書**

1. 事業所の概要

事業者	医療法人社団洛和会
代表者氏名	理事長 矢野裕典
事業所の名称	洛和会音羽リハビリテーション病院訪問リハビリテーション
事業所の所在地	京都市山科区小山北溝町32-1
事業所番号	2614102784
担当者及び連絡先	尾形 恵 電話番号 075(581)6202
サービス提供地域	京都市山科区 大津市茶戸町、稲葉台、横木地区

2. 事業所の職員体制など

職 種	人数 (人)	区分		常勤換算後の人数 (人)
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
理学療法士	11	11	0	11
作業療法士	3	3	0	3
言語聴覚士	1	1	0	1

サービスを提供する主な理学療法士等は次のとおりです。

なお、事業所の都合により変更する場合は、事前に連絡します。

主な担当者名 _____

3. 営業時間 午前8時30分～午後5時15分まで (日祝日、年末年始を除く)

4. サービスの方針

- (1) 事業所は、利用者の意志及び人権を尊重し常に利用者の立場にたって、サービスの提供を行います。
- (2) 事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向をふまえて、利用者の居宅サービス計画に沿って、訪問リハビリテーション計画を作成し、これに従い計画的にサービスを提供します。
- (3) 事業所は、計画書の内容を利用者に説明し、医師の指示に基づきサービスの提供を行います。なお、医師の診察は3ヶ月に1度は必要となります。
- (4) 主治医が当院以外の場合は、当院の医師の診察後にサービス開始となります。
- (5) 事業所は、利用者が可能な限り有する能力に応じて安定した生活が営めるよう援助します。
- (6) 事業所は、定期的に評価・サービスの見直しを行ない、短期・集中的なサービスの提供に努めます。(基本的には、3ヵ月を目安とします)
- (7) 事業所を運営するにあたっては、在宅介護支援事業者、他の保険・医療サービス及び福祉サービス提供機関との連携に努めます。

5. サービスの内容

- (1) 日常生活動作能力の評価
- (2) 生活指導（ホームエクササイズを含む）
- (3) 家族指導（介助指導を含む）
- (4) 家屋の環境調整
- (5) 日常生活動作に必要な機能訓練
- (6) 生きがいつくり

6. サービス利用料及び利用者負担金

- (1) サービス利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とします。なお、利用者は事業所に対して、重要事項説明書別紙「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションご利用料金表」に記すサービス利用料金を支払うものとし、ます。
- (2) 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料は、全額が利用者の自己負担となります。
- (3) 法定代理受領サービスに該当しない場合（要介護認定の未認定や保険料滞納による給付制限など）に当該指定訪問リハビリテーションを利用する際は、利用者は利用料の全額を支払うものとし、ます。なお、償還払いとなる場合には「サービス提供証明書」を交付します。
- (4) 交通費については、サービス料に含まれます。ただし、サービス提供地域外にお住まいの方の場合は、交通費を請求することがあります。
- (5) 買い物やバスなどの公共交通機関への乗降などの行為に関するサービス提供にあたって要する交通費は、理学療法士等の交通費を含めて利用者の負担となります。
- (6) 利用者に対して生活上の必要に応じて購入等を行うものについては、その代金または材料費を徴収します。

7. 利用料金の支払い方法

- (1) 利用者負担金の支払い方法は口座振替にて対応いたします。
- (2) サービス料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日頃に利用者へ送付します。翌月の27日までにお支払いください。

8. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止・欠席する際には、速やかに事業所までご連絡下さい。

9. 身分証携行

職員は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者などから提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

10. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）と負担割合証を確認します。内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- (2) 特定医療費受給者証・生活保護をお持ちの場合は、受給者証をご提示ください。
- (3) 領収書は原則再発行いたしませんので、紛失しないよう保管をお願いします。

11. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 職員に対する金品等の心づけはお断りしています。職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受けることも法人として禁止しております。
- (3) ペットを飼っておられる方は、大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットによりけがを負った場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- (4) 利用者の安否確認や見守りを目的としたカメラの使用及びケアの確認等で職員が画像に写り込む場合には、プライバシー保護のために職員の同意を得てください。SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いします。
- (5) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
- (6) 感染予防対策として、ご自宅に訪問した際に流水での手洗いやアルコール消毒をさせていただきます。
- (7) 天災時（強風、台風、地震、大雪など）、状況によりやむを得ず訪問できない場合がありますので、ご了承ください。
- (8) 利用者の求めに応じて本人情報の開示を行う場合、A4紙面一枚につき30円の開示手数料を申し受けます。

12. 相談等窓口

サービス内容に関するご質問、ご相談や苦情等は、以下の窓口までご連絡ください。

当事業所相談窓口 洛和会音羽リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション	電話番号 075(581)6202 Fax番号 075(581)6187 担当者 尾形 恵 ご利用時間 午前8:30 ~ 午後5:15
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係	電話番号 075(354)9050 Fax番号 075(354)9055
京都市山科区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	電話番号 075(592)3290
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 077(522)0065 Fax番号 077(510)6606
大津市役所健康保険部介護保険課	電話番号 077(528)2753

サービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日 令和 年 月 日

【事業者】京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人社団洛和会
理事長 矢野 裕典

【事業所】京都市山科区小山北溝町32-1
洛和会音羽リハビリテーション病院訪問リハビリテーション
(指定番号 2614102784 京都府)

【説明者】

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

【利用者】

住 所

氏 名

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄：

代行理由：

住 所

氏 名